

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 24 年 12 月 10 日作成)

法令名	北海道立体育センター条例																										
根拠条項	第 9 条、第 10 条、第 11 条																										
許認可等の種類	利用の承認																										
法令の定め	<p>第 9 条 体育センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、体育センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。</p> <p>第 10 条 指定管理者は、体育センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 利用の目的が体育センターの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他体育センターの管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>第 11 条 第 9 条第 1 項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第 9 条第 2 項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。</p>																										
審査基準	<p>(利用申請の受付及び利用の内地)</p> <p>○道立総合体育センターの利用の申請（個人利用を除く）及び利用の内地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>受付時</th> <th>利用の内地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な行事及びこれに相当する行事</td> <td>利用予定日の属する年度の 3 年度前の 1 月 4 日から 2 月末日まで</td> <td>利用予定日の属する年度の 3 年度前の 3 月末日までに内地を行う</td> </tr> <tr> <td>全国的な行事及びこれに相当する行事</td> <td>利用予定日の属する年度の前々年度の 4 月 1 日から 5 月末日まで</td> <td>利用予定日の属する年度の前々年度の 6 月末日までに内地を行う</td> </tr> <tr> <td>全道的な行事及びこれに相当する行事</td> <td>利用予定日の属する年度の前年度の 7 月 1 日から 8 月末日まで</td> <td>利用予定日の属する年度の前年度の 9 月末日までに内地を行う</td> </tr> <tr> <td>その他の行事</td> <td>利用予定日の属する年度の前年度前の 10 月 1 日から 11 月末日まで</td> <td>利用予定日の属する年度の前年度の 12 月末日までに内地を行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記内地後において、利用希望のない日に係る受付及び内地は、随時行う。</p> <p>○道立北見体育センターの利用の申請（個人利用を除く）及び利用の内地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>受付時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育センターの施設の機能や規模に適した行事</td> <td>利用しようとする日の属する年度の前年度の 12 月 28 日まで</td> </tr> <tr> <td>体育、スポーツに関する行事</td> <td>利用しようとする日の属する年度の前年度の 1 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>教育、文化に関する行事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の行事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定管理者が必要と認めたときは、受付終了後において、随時受けること。</p> <p>(利用を承認しない行事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益を害し、または体育センターの秩序を乱すおそれがある行事 ・体育センターの利用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行事 ・飲食行為を主たる目的とする行事 ・営利を目的とした物品販売を主たる目的とする行事 ・重量物の搬出入を伴う行事で、施設設備を損傷するおそれがある行事 ・政治宗教活動告別式等を主たる目的とする行事 ・道内に事務所又は連絡所を持たないものを行う行事 ・その他体育センターの設置目的に照らし不相当と認められる行事 		区 分	受付時	利用の内地	国際的な行事及びこれに相当する行事	利用予定日の属する年度の 3 年度前の 1 月 4 日から 2 月末日まで	利用予定日の属する年度の 3 年度前の 3 月末日までに内地を行う	全国的な行事及びこれに相当する行事	利用予定日の属する年度の前々年度の 4 月 1 日から 5 月末日まで	利用予定日の属する年度の前々年度の 6 月末日までに内地を行う	全道的な行事及びこれに相当する行事	利用予定日の属する年度の前年度の 7 月 1 日から 8 月末日まで	利用予定日の属する年度の前年度の 9 月末日までに内地を行う	その他の行事	利用予定日の属する年度の前年度前の 10 月 1 日から 11 月末日まで	利用予定日の属する年度の前年度の 12 月末日までに内地を行う	区 分	受付時期	体育センターの施設の機能や規模に適した行事	利用しようとする日の属する年度の前年度の 12 月 28 日まで	体育、スポーツに関する行事	利用しようとする日の属する年度の前年度の 1 月 31 日まで	教育、文化に関する行事		その他の行事	
区 分	受付時	利用の内地																									
国際的な行事及びこれに相当する行事	利用予定日の属する年度の 3 年度前の 1 月 4 日から 2 月末日まで	利用予定日の属する年度の 3 年度前の 3 月末日までに内地を行う																									
全国的な行事及びこれに相当する行事	利用予定日の属する年度の前々年度の 4 月 1 日から 5 月末日まで	利用予定日の属する年度の前々年度の 6 月末日までに内地を行う																									
全道的な行事及びこれに相当する行事	利用予定日の属する年度の前年度の 7 月 1 日から 8 月末日まで	利用予定日の属する年度の前年度の 9 月末日までに内地を行う																									
その他の行事	利用予定日の属する年度の前年度前の 10 月 1 日から 11 月末日まで	利用予定日の属する年度の前年度の 12 月末日までに内地を行う																									
区 分	受付時期																										
体育センターの施設の機能や規模に適した行事	利用しようとする日の属する年度の前年度の 12 月 28 日まで																										
体育、スポーツに関する行事	利用しようとする日の属する年度の前年度の 1 月 31 日まで																										
教育、文化に関する行事																											
その他の行事																											
標準処理期間	<p>総 期 間 7 日 ＝ 月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経 由 機 関 日 ・ 月 ()</p> <p>協 議 機 関 日 ・ 月 ()</p> <p>処 分 機 関 7 日 ＝ 月 ()</p>																										
処分担当課	<p>北海道立総合体育センター（指定管理者）（電話番号：011-820-1703）</p> <p>北海道立北見体育センター（指定管理者）（電話番号：0157-23-3131）</p>																										
申請先	同上																										
問い合わせ先	同上																										
備 考	<p>公表アドレス：http://www.kitayell.jp/（総合体育センター）</p> <p>http://www.dou-sports.com/（北見体育センター）</p>																										

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 24 年 12 月 10 日作成)

法令名	北海道立体育センター条例												
根拠条項	第 13 条第 6 項												
許認可等の種類	利用料金の減免												
法令の定め	<p><北海道立体育センター条例第 13 条> 6 指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p><北海道立総合体育センター管理規則第 7 条・北海道立北見体育センター管理規則第 7 条> 条例第 13 条第 6 項に規定する知事が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、利用料金を免除することができることとする。</p> <p>ア 次に掲げる者が競技場の個人利用又はトレーニング室の利用をする場合</p> <p>(ア) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者</p> <p>(イ) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者</p> <p>(ウ) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者</p> <p>(エ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者</p> <p>(オ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者</p> <p>(カ) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者</p> <p>(キ) 65 歳以上の者</p> <p>(ク) その他知事が(ア)から(キ)までに掲げる者に準ずる者と認めるもの</p> <p>イ 道が開催し、又は後援する体育又はスポーツの大会、講習会等（道が後援するものにあつては、知事が認めるものに限る。）のために利用する場合</p> <p>ウ 第 2 条第 1 項本文の規定により一般に公開する日に施設等を利用する場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。</p>												
審査基準	要件は上記法令に明示												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>7 日 ＝ 日</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>7 日 ＝ 日</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	7 日 ＝ 日	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	7 日 ＝ 日	()
総期間	7 日 ＝ 日	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	7 日 ＝ 日	()											
処分担当課	北海道立総合体育センター（指定管理者）（電話番号：011-820-1703） 北海道立北見体育センター（指定管理者）（電話番号：0157-23-3131）												
申請先	同上												
問い合わせ先	同上												
備考	公表アドレス： http://www.kitayell.jp/ （総合体育センター） http://www.dou-sports.com/ （北見体育センター）												

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年12月10日作成)

法令名	北海道立北見体育センター管理規則
根拠条項	第8条
許認可等の種類	施設及び設備の変更等の承認
法令の定め	第8条 利用者は、施設等の利用に際し、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
審査基準	施設及び設備の適正かつ円滑な管理に支障がなく、指定管理者が承認したもの
標準処理期間	総期間 7日 ＝ 月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 7日 ＝ 月 ()
処分担当課	北海道立北見体育センター (指定管理者) (電話番号：0157-23-3131)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.dou-sports.com/ (北見体育センター)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 12 月 10 日作成)

法 令 名	北海道立体育センター条例
根 拠 条 項	第 12 条
処 分 の 概 要	利用の承認の取消し等
法 令 の 定 め	第 12 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項の承認（前条第 1 項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項の承認を受けたとき。 (3) 第 9 条第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。 2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第 9 条第 1 項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。
処 分 基 準	基準は上記法令に明示
処 分 担 当 課	北海道立総合体育センター（指定管理者）（電話番号：011-820-1703） 北海道立北見体育センター（指定管理者）（電話番号：0157-23-3131）
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	公表アドレス： http://www.kitayell.jp/ （総合体育センター） http://www.dou-sports.com/ （北見体育センター）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年12月10日作成)

法令名	北海道立北見体育センター管理規則
根拠条項	第4条
処分の概要	利用の制限
法令の定め	<p>第4条 条例第9条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設等を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したことにより体育センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該利用者に対しては、施設等の利用を制限し、又は退館させることができる。</p>
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	北海道立北見体育センター（指定管理者）（電話番号：0157-23-3131）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.dou-sports.com/ （北見体育センター）